

安曇野市長峰山森林体験交流センター指定管理者募集要項【公募】

1 趣 旨

安曇野市長峰山森林体験交流センターの設置趣旨に沿った管理運営を効率的・効果的かつ安定的に行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）及び安曇野市長峰山森林体験交流センター条例（平成 17 年安曇野市条例第 194 号。以下「設置条例」という。）の規定により、安曇野市長峰山森林体験交流センターの管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

2 対象となる施設の概要

（1）名称及び所在地

正 式 名 称	所 在 地
安曇野市長峰山森林体験交流センター	安曇野市明科光 2573 番地 35

（2）設置目的

安曇野市長峰山森林体験交流センター（以下「交流センター」という。）は、安曇野市の特性的景勝を活かし、市民の安らぎと創造の場としての森林資源の総合的活用を図るとともに、森林体験、天体観望の体験等の機会を増進し、地域や都市との交流を促進するため設置する。

（3）施設の規模等

区 分	内 容
① 設置年月日	平成 7 年 7 月 17 日
② 施設の概要	【建物】 ○管理棟 木造 2F（一部 RC 造）1 F488 m²、2 F38 m² （計 526 m²） - 食堂 32 畳、多目的広間 42 畳（市民開放） ○バンガロー 木造 30 m²：3 棟、35 m²：2 棟、42 m²：1 棟（バリアフリー） ○長峰山頂休憩展望台 木造 2 階 高さ 15.3m ○長峰山頂トイレ 17.82 m² ○共同炊事棟（屋根付、流し 8 台） ○屋外トイレ 1 棟 20 m² ○薪ボイラー（ハイマスボイラー：出力 60kw～75Kw、二重煙突 SUS） 【施設等】 ○駐車場 900 m² 23 台、 ○給水設備等（給水ポンプ場 2 箇所 清水ポンプ場・山頂ポンプ場） ○排水設備（合併処理浄化槽からの処理水を管渠により矢の沢集落下の出水沢まで誘導）
② 会議室等	○研修棟 木造 1F 177 m² ○オートキャンプ場 3,500 m²（オートキャンプ 10 区画＋フリーサイト） ○ドーム型天体観測室（400 mm 大型望遠鏡） ○山頂マレットゴルフ場 18 ホール（全長 449.5m） ○展望風呂 ○バーベキューハウス 40 席 ○隣接地遊歩道（交流センター散策道及び里山整備モデル林へのアプローチ）
③ 施設定員	○研修棟 45 人収容研修室 ○バンガロー 定員 5 人 バス・トイレ・キッチン・ロフト付

④ 入居団体	○入居団体なし
--------	---------

(4) 施設の利用状況等

後記の資料 1 を参照してください

3 指定予定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）

4 管理にあたっての条件

(1) 基本方針

指定管理者は、市民が利用する公の施設としての交流センターの設置目的を十分理解し、利用者に快適な環境を提供するとともに、常に施設の保守点検を行うことにより最良の状態を維持して利用者の安全を確保するものとします。

なお、施設の管理運営の基本方針は次のとおりです。

- ① 関係法令を遵守すること。
- ② 協定書、募集要項及び指定管理者申請書の内容に沿った管理運営を実施すること。
- ③ 施設の利用に関し公平性・公正性を確保すること。
- ④ 効率的な管理運営を行い経費の節減に努めること。
- ⑤ 施設、設備及び備品類の維持管理を適切に行うこと。
- ⑥ 個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- ⑦ 利用者の意見、要望を管理運営に反映して利用者の満足度を高めること。
- ⑧ 関係団体との連携及び近隣住民との良好な関係を維持すること。
- ⑨ ごみの減量、省エネルギー及び二酸化炭素排出量の削減等、環境に十分配慮した管理運営を行うこと。
- ⑩ 労働環境対策（熱中症、転倒等）について、防止対策を講じること。
- ⑪ 緊急連絡先の掲示など災害対策を心掛けること。

(2) 業務の範囲

指定管理者は、次に掲げる交流センターの管理業務を行うものとします。

なお、交流センターの利用の促進を図るため、積極的に広報活動を実施するとともに、設置目的・事業目的に適合した魅力のある施設活性化のための創造事業の企画及び実施に努めるものとします。

また、施設及び備品等の設置目的以外の許可無き使用を禁止します。

- ①交流センターの施設、設備及び器具(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。
 - ・ 施設等の保守点検、補修及び清掃
 - ・ 施設等に係る経費の支払い
 - ・ 施設利用料金の管理
- ②交流センターの施設等の利用の許可等に関すること。
 - ・ 許可申請書の受付及び許可書の交付
 - ・ 各種届出書の受付
 - ・ 利用料金の徴収、減免及び還付
 - ・ 利用者の応接
- ③利用者の安全確保に関すること。
 - ・ 施設所在地での地震、洪水・土砂災害等災害発生時に備え、安曇野市防災マップ及び施設周辺の地盤、地形等を確認し、利用者の安全を確保すること
 - ・ 事故、防災及び防犯対策を講じ利用者の安全を確保すること
 - ・ 感染症対策を講じ利用者の安全を確保すること
 - ・ その他常に利用者の安全を確保すること

- ④施設等の衛生管理に関すること
 - ・ 食堂で扱う食品(加工原材料含む)の衛生管理
 - ・ 食堂で調理を行う者の衛生管理
 - ・ 「公衆浴場における衛生等管理要領」(平成 12 年 12 月 15 日生衛発第 1811 号厚生省生活衛生局長通知)に基づく衛生管理
 - ・ その他施設全般の衛生管理に関すること
- ⑤交流センターの設置目的に適合する施設活性化のための創造事業の実施に関すること。
 - ・ 施設の活性化のための創造事業の企画及び実施
 - ・ 森林資源の総合的活用を図るため、森林体験をとおして地域や都市との交流を促進するための事業の企画及び実施
 - ・ 天体観望の体験等の機会を増進するための観望会の企画及び実施
- ⑥その他必要な事項
 - ・ 管理業務の処理に必要な体制の整備
 - ・ 情報の公開及び個人情報の保護に関する措置
 - ・ 事業報告書の作成及び提出
 - ・ 管理業務に関する庶務、経理等の事務
 - ・ 指定管理期間終了に伴う次期指定管理者への業務の引継

(3) 管理の基準

- ① 交流センターの開館時間及び休館日は、次に掲げる現在の開館時間及び休館日を基準に利用者へのサービス向上の観点から指定管理者の提案により、市の承認を得て指定管理者が定めるものとします。また、同様に市の承認を得て変更することも可能です。

ア 開館時間	9 時 00 分から 22 時 00 分まで (業務の内容、時期及び宿泊客の状況に応じた設定が必要です。)
イ 休館日	火曜日定休、12 月中旬から 3 月中旬の冬期間 (時期及び天候の状況に応じた設定が必要です。)

- ② 交流センターの利用の許可を、設置条例に基づき公平かつ公正に行うものとします。
 なお、次のいずれかに該当する場合は、その使用を許可せず、または利用の許可を取り消し、利用を制限し、若しくは停止し、入館を拒否し、又は退去を命ずるものとします。
 - ア 使用の許可条件に違反したとき。
 - イ 公序良俗を害するおそれがあるとき。
 - ウ 前 2 号に掲げるもののほか、交流センターの管理上特に必要と認めたとき。
- ③ 利用料金は、設置条例第 5 条に規定するところにより、あらかじめ市の承認を受け指定管理者が定め、交流センターの利用者から徴収することができます。徴収した利用料金は指定管理者の収入として収受させるものとします。
- ④ 指定管理者は、市が認める場合に限り、利用料金を減額し、又は免除することができます。なお、減額及び免除に相当する額は、市は補填しません。
- ⑤ 指定管理者は、市が認める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができます。なお、還付の基準は、市が定めるものとします。
- ⑥ 指定管理者は、安曇野市情報公開条例(平成 18 年安曇野市条例第 5 号。以下「情報公開条例という。’)の趣旨に則り、管理業務に関して保有する情報の公開を行うために必要な措置を講ずるものとします。
- ⑦ 指定管理者は、管理業務の範囲内で、個人情報(安曇野市個人情報保護条例(平成 18 年安曇野市条例第 6 号)第 2 条第 1 号に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の保護に関し、市と同様の責務を有するものとし、市の指示に従い、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるものとします。
- ⑧ 指定管理者は、施設活性化のための創造事業を実施する場合は、あらかじめその内容を市と協議し、市の許可を得て実施するものとします。

(4) 業務の処理体制

- ① 指定管理者は、交流センターの管理業務に従事する者（以下「従事者」という。）の雇用のほか、管理業務の遂行に必要な体制を整備することとします。
なお、指定管理者は交流センターの統括責任者1人及びこれを補佐する者1人を配置するものとします。
- ② 必要な有資格者については、次表のとおりです。ただし、それぞれの資格を別の従事者が有している必要はありません。また、個別の管理業務を再委託する場合については、当該再委託先が所要の有資格者を擁している必要があります。

関 係 法 令	資 格 名・業 務 名
食品衛生法	食品営業許可 食品衛生責任者
旅館業法	旅館業経営許可
公衆浴場法	公衆浴場経営許可
消防法、消防法施行令	防火管理者
公衆浴場における衛生等管理要領	

※なお、法令の対象となる施設においては、次のような有資格者の選任規定がありますので、関係官署への届出が必要となります。

資 格 者 名	届 出 先	根 拠 法 令
防火管理者	施設所在地を所轄する松本広域消防局の各消防署	消防法

- ③ 指定管理者は、従事者の名簿を市に提出してください。従事者の異動を生じた場合も、同様とします。
- ④ 指定管理者は、従事者に対し管理業務の遂行に必要な研修を実施してください。特に、防犯対策、防災対策等の利用者の安全の確保については、十分に従事者を指導するとともに、必要な訓練を行うものとします。
- ⑤ 指定管理者は、管理業務の処理に関し、人身事故、施設の破損事故等が生じたときは、直ちに市に報告し、その処理方法について市と協議するものとします。
- ⑥ 指定管理者は、管理業務の処理に関して生じた従事者の災害について、すべての責任をもつものとし理由を問わず、市は、何らの責任を負わないものとします。
- ⑦ 指定管理者及びその従事者は、管理業務の処理において知り得た市の行政上の事項及び管理業務の処理に関する事項をみだりに第三者に漏らしてはなりません。指定の終了後も同様とします。

(5) その他

- ① 指定管理者は、交流センターにあらかじめ備え付けられた市所有の備品を無償で使用することができます。これら備品のほかに管理業務に必要な備品、消耗品等は指定管理者の負担で用意することとしますので、必要な額を収支計画に記載してください。なお、指定管理者がその所有に係る備品を備え付けようとする場合はあらかじめ市に報告するものとし、市の備品と指定管理者の備品の区別ができるよう必要な措置を行うものとします。
- ② 指定管理者は、施設の管理業務における予算処理に関し、経理を明確に区分するものとします。
- ③ 指定管理者は、毎年度、市の指示により事業報告書を作成し市に提出するものとします。
- ④ 指定管理者が行う管理業務の全部の処理を第三者に請け負わせ、又は委託することはできません。
清掃、警備等、市が認める業務についてはこの限りではありません。
- ⑤ 指定管理者は特別に定めのある場合を除き、常に市の指示に従うものとします。

5 管理に要する経費

(1) 市からの指定管理料の考え方

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、市が支払う指定管理料、施設活性化のための創造事業の収入により賄うものとします。

指定管理料の額及び支払い方法については、指定管理者が提出する事業計画書及び収支予算書等に基づきその必要性を市が判断し、その金額を市と指定管理者が協議して決定し双方で締結する協定で定めるものとします。指定管理料の額は、申請書（収支計画書）に記載される額を上限として指定管理者と市とが協議した上で、毎年度の市の予算の範囲内で決定します。

なお、過去の指定管理料支払い額は後記資料1に示したとおりです。

指定管理者の経営努力により収支計画を上回る収支差額が生じた場合でも、修繕費を除き指定管理料の精算は行いません。ただし、各年度において、指定管理者に起因する事情により事業の一部が実施できなかった場合には、指定管理料の返還を求めることがあります。

（２）指定管理料の支払い

① 支払い方法

毎会計年度（４月１日から翌年３月３１日）、市は予算執行計画に基づいて支払予定額及び支払い方法を決定します。

② 精算方法

指定管理料の精算等の必要が生じた場合は、翌年度４月上旬までに調整するものとします。

③ 管理口座

施設の管理経費及び収入については、団体、法人等自体の口座とは別に、指定管理業務専用の口座により管理してください。なお、これにより難い特別の事情がある場合は、市と事前に協議するものとします。

（３）施設賠償責任保険の付保

指定管理者の瑕疵により利用者へ損害を与えた場合に、指定管理者が負うべき賠償責任については、原則として市が付保する保険の対象となりますので、指定管理者が付保する必要はありません。

ただし、条例に定める指定管理者が行う業務の範囲外の事業として、施設内において指定管理者が独自の事業を実施する場合には、その運営上もたらされる賠償責任は指定管理者が負うものとします。

（４）施設管理における火災保険の付保

市が付保するので、指定管理者は付保する必要はありません

（５）市への納付金

指定管理者は、市に納付金を納める必要はありません。

６ 指定管理者に対する監査等

（１）実施調査等

市は、施設の適正な運営を期するため、指定管理者に対し、当該業務内容又は経理状況に関して定期報告書以外に随時報告を求め、実地に調査し、または必要な指示をすることがあります。

（２）監査

市及び監査委員並びに市議会が必要と認めるときは、指定管理者が行う管理運営業務に係る出納事務について監査を実施します。

（３）関係帳簿の保存年限

指定管理者として作成した関係帳簿については、その帳簿閉鎖の時より５年間保存するものとします。

（４）第三者評価の実施

市は、数値には現れないようなサービスの品質向上や指定管理者の工夫や経営努力といったものを、きめ細かく汲み取るため、また、他市町村の同規模の施設の管理状況をサービスに反映させることを目的とし、行政以外の第三者による評価の導入を検討しています。実施にあたっては事前に協議を行ないます。

7 業務の継続が困難となった場合等における措置

(1) 指定期間内に指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により当該施設の適正な管理に著しい支障が生じ、業務の継続が困難となるおそれがあると認められる場合は、市は指定管理者に対して改善勧告等を行ない、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めます。この場合、指定管理者がその期間内に改善することができなかった場合は、業務の全部又は一部の停止、さらには指定の取り消しを行いますので、指定管理者はこれに従うものとします。

(2) 指定が取り消された場合等の損害賠償

前記(1)により指定管理者の指定が取り消され、又は業務の全部又は一部が停止された場合、指定管理者は指定取り消し等によって市に生じた損害について、市へ賠償をしなければなりません。

また、前記(1)により指定管理者の指定が取り消されまたは業務の全部又は一部が停止されたことにより指定管理者に損害が生じた場合でも、市はこの損害を賠償しません。

(3) 保証金の納付

市は、指定管理者の指定の取り消し又は業務の停止など指定管理者の債務不履行等に備え、指定管理者を公募により選定し、かつ指定管理者が法人格を持った団体である場合、市が協定締結に際して保証金の納付を求めることがありますので、指定管理者は異議なくこれに応じるものとします。

保証金の額は、次の①、②の額の合計額を基本とします。

① 指定管理料の3か月分に相当する額

② 納付金の3か月分に相当する額

保証金は、市が指定管理者から返還を受けるべき指定管理料及び市への損害賠償金に充てるものとし、これらを精算後、なお余剰金を生じた場合には、これを指定管理者に返金するものとします。

なお、保証金の納付に関する費用は、指定管理者の負担とします。

また、納付は協定の締結する日までに納付するものとします。

(4) 自然災害等による不可抗力事態の発生により業務継続が困難となった場合

自然災害等の不可抗力事態の発生、その他市又は指定管理者の両者の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難となった場合は、市と指定管理者が協議の上、市は指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部の停止を命じることができるものとします。

8 市と指定管理者とのリスク分担

市と指定管理者とのリスク分担は、原則として次表に定めるとおりとします。

なお、次表に記載のない事項については、市と指定管理者の協議により解決するものとします。

リスクが生じる原因		リスク分担	
種 類	内 容 説 明	市	指定管理者
法令、税制等の変更	指定管理者が行う管理業務に及ぶ法令等の変更 (消費税率の変更を含む)		○
	上記以外の法令等の変更	協 議 事 項	
金利、物価変動	金利変動、指定後のインフレ・デフレ		○
不可抗力事態	自然災害等の不可抗力事態による業務の変更、中止等	協 議 事 項	
運営資金調達	市の支払い遅延により生じた事由	○	
	指定管理者の原因により生じた事由		○
類似施設との競合	類似施設との競合による利用者減、収入減		○
需要変動	需要変動による収入減		○

リスクが生じる原因		リスク分担	
種 類	内 容 説 明	市	指定管理者
運営費の膨張	指定管理者の原因による運営費の膨張		○
	想定を上回る光熱費の高騰	協 議 事 項	
施設備品の損傷	管理上の瑕疵による施設備品への損傷		○
	上記以外の施設備品への損傷	協 議 事 項	
債務不履行	施設設置者（市）の協定内容不履行	○	
	指定管理者による業務及び協定内容の不履行		○
損害賠償	管理上の瑕疵により利用者等へ損害を与えた場合		○
	上記以外	協 議 事 項	
施設・備品の修繕	大規模な修繕（20 万円以上のもの）	○	
	上記以外（20 万円未満のもの）		○
各種保険等への加入	施設に係る火災保険及び災害保険への加入並びに指定管理者の瑕疵により利用者へ損害を与えた場合に、指定管理者が負うべき賠償責任保険への加入	○	
	上記以外に指定管理者が必要と判断する保険への加入		○
引継費用	管理運営業務の開始及び終了に伴う引継のための費用		○

9 事業実施状況の監視等

（１）モニタリングの実施

市が交流センターの円滑な管理運営を確保するため、管理業務の実施状況を把握するモニタリングを実施する場合、指定管理者はこれに応じるものとします。モニタリングの実施に関して必要な事項については、基本協定において定めることとします。

（２）施設利用者アンケートの実施

指定管理者は、施設利用者の利便性の向上等を図る観点から、アンケート等により、施設利用者の意見、苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について市へ報告するものとします。

10 その他の事項

市は、交流センターを、災害の発生その他特別の事情がある場合に優先的に使用することがあります。この場合、指定管理者はこれに協力するものとします。

11 協定の締結等

（１）協定の締結

市と指定管理者は、業務を実施する上で必要となる事項について協議し、これに基づき指定期間全体に共通した事項について、包括的な基本協定を締結します。

また、事業年度ごとに指定管理料等を定めた年度協定についても締結するものとします。

① 基本協定の主な項目

- ・ 指定期間
- ・ 管理する施設及び備品に関する事項
- ・ 指定管理者の責務に関する事項
- ・ リスク分担に関する事項

- ・ 事業計画及び定期報告書の提出に関する事項
 - ・ 指定の取り消しに関する事項
 - ・ 利用者満足度調査に関する事項
 - ・ 防犯・防災マニュアル等に関する事項
 - ・ 個人情報保護に関する事項
 - ・ 事業の引継ぎに関する事項
 - ・ その他必要な事項
- ② 年度協定の主な項目
- ・ 当該年度の事業の実施に関する事項
 - ・ 指定管理料に関する事項
 - ・ 修繕費に関する事項
 - ・ その他必要な事項

(2) 協定が締結できない場合

指定管理者が次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消すことがあります。

- ① 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- ② 財務状況の悪化等により、指定管理業務の履行が確実にないと認められるとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なうなど、指定管理者に指定することが著しく不適当と認められるとき。
- ④ 議会の議決が得られなかったとき。なお、議会の議決が得られなかった場合においても、管理業務の準備のために支出した費用については、市は補償しません。

12 申請資格等

法人その他の団体（個人での申請はできません。）であって、次の全ての条件を満たすものとします。

- ① 安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 11 条第 1 項の規定により指定管理者の指定を取り消され、又は第 5 条第 1 項第 3 号の規定による選定若しくは指定を辞退した日から起算して 3 年を経過しない団体でないこと。
- ② 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 2 項に規定する株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社（市が資本金その他これらに準ずるものを出資している法人を除く。）で、安曇野市の常勤の特別職（教育長を除く。）の職員、地方自治法第 180 条の 5 第 1 項及び第 3 項に規定する市の委員会の委員（監査委員を含む。）若しくは市議会の議員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人となっていないこと。
- ③ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）に該当しないものであること。
- ④ 国税及び地方税について滞納がないものであること。
- ⑤ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者の指定を取り消されたものでないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定があったものでないこと。
- ⑦ 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
 - ア) 破産者で復権を得ない者
 - イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ) 安曇野市暴力団排除条例（平成 24 年安曇野市条例第 3 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等
- ⑧ 申請団体が法人の場合、直近の貸借対照表において「資本の部」がマイナス（債務超過）となっていないこと。
- ⑨ 交流センターと同等の施設を 3 年以上管理運営した実績を有すること。

13 申請の方法

交流センターの指定管理者に申請する者は、次により指定申請書その他の書類（以下「申請書類」という。）を市に提出してください。

(1) 申請書類の受付期間

令和 7 年 10 月 22 日（水）から 11 月 11 日（火）（午後 5 時 15 分）まで

(2) 申請書類の提出方法等

- ① 申請書類の提出方法は、持参によることとします。
- ② 申請書類の提出先は、安曇野市商工観光スポーツ部観光課（所在地：市役所 3 階 2 番窓口）とします。

14 提出書類

提出書類は以下のとおりです。

なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(1) 申請書様式

市が指定する申請書様式により提出してください。

(2) 提出書類、添付書類

NO	概要	様式
1	公の施設の指定管理者の指定申請書	様式第 1 号
2	申請資格に関する申立書	別紙様式 1
3	管理を行う公の施設の事業計画書一式（収支計画書を含む） ※収支計画書に用いる消費税率は 10%（軽減税率が適用されるものを除く）としてください。	別記様式 2～7、11 ※別紙様式 8 はグループでの申請時のみ
4	法人の履歴事項証明書（申請団体が法人の場合に限る）又は代表者の市が発行する身分証明書（申請団体が非法人の場合に限る）	発行機関で取得
5	定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類	任意
6	申請資格に関する申立書申請書等に押印した印鑑の印鑑登録証明書	所定様式
7	納税証明書 ※（募集要項の配布開始日以降に交付されたもの。）ただし、団体に納税義務がない場合は、その旨を「申請資格に関する申立書」に記載してください。 ア 法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書（国税通則法施行規則別紙 9 号その 3 の 3） イ 都道府県税に関わる納税証明書（都道府県税全体に未納がないことの証明書） ウ 市町村税に関わる納税証明書（市町村税全体に未納がないことの証明書）	発行機関で取得 ア 税務署 イ 都道府県担当部署 ウ 市町村担当部署
8	申請日の属する事業年度の前 3 事業年度の団体の決算書等（貸借対照表、損益計算書、財産目録及び事業報告等）または団体の経営状況が説明できる書類 ※連結納税を適用している場合は連結決算書も添付してください。	任意
9	団体の現事業年度の収支予算書及び事業計画書	任意
10	団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類	任意
11	その他市長が定める必要な書類	

(3) 提出部数

正本 1 部及び副本 10 部とし、ファイルまたはつづり紐等により綴じてください。

また、全体のページ番号を記入してください。

なお、複数の施設の指定管理者を申請する団体は、『指定申請書』以外の添付書類のうち『事業計画書』『その他市長が定める書類（団体に関する書類に限る）』以外の書類は、別冊とし、1 つの施設のみに添付してください（全ての施設への提出は不要です）。

15 現地説明会の開催

交流センターの概要、管理業務の内容等について説明を行うため、次により現地説明会を開催します。

- ① 日 時 令和7年10月30日（木） 午後2時から
- ② 場 所 安曇野市明科光 2573 番地 35 安曇野市長峰山森林体験交流センター管理棟
- ③ 申込方法 令和7年10月29日（水）午後5時までに、現地説明会参加申込書（指定管理者申請書別記様式 10）により、ファクシミリ（番号は後記）により安曇野市役所 商工観光スポーツ部/観光課/観光施設担当へ申し込んでください。

16 申請にあたっての留意事項

- ①申請書類のほかに、必要に応じて、追加資料の提出を指示することがあります。
- ②申請書類及び追加資料は、返却しません。
- ③申請書類及び追加資料は、情報公開条例に基づき公開することがあります。
- ④受付期間の終了後における申請書類及び追加資料の再提出又は差替えは認めません。ただし、指定管理者審査委員会が認めた場合はこの限りではありません。
- ⑤申請書類及び追加資料の作成並びに提出に要する費用は、すべて申請団体の負担とします。
- ⑥申請書類を提出した後に辞退する場合には、辞退届け（様式任意）を提出してください。
- ⑦申請書類の提出をもって、応募者は本募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。
- ⑧複数の応募者があった場合のプレゼンテーションの順番等選定事務に関することは、その一切を市が決定しますので応募者はこれに従うこととします。
- ⑨本募集要項に対する質問は、令和7年10月31日（金）午後5時までにファクシミリ又は電子メールにより「19 問合せ先」にて受け付けます。（来庁、電話等では受け付けません。）質問があった場合のみ質問及び回答を市ホームページに掲載します。

17 選定手続

（1）選定方法

申請団体から提出された申請書類の審査及び申請団体からのプレゼンテーション（事業計画等の説明）などにより、識見者により構成される指定管理者審査委員会の評価結果を踏まえ、市が指定管理者の候補者（以下「候補者という。」）を決定し、議会の議決を経て指定します。

なお、プレゼンテーションの日時、場所等詳細については別途通知します。

（2）選定基準等

指定管理者審査委員会において、別紙評価項目配点表に掲げる選定基準に基づき、総合的な視点で審査を行います。

（3）選定結果の通知、公表

選定結果については申請団体に対して書面で通知します。また、市のホームページなどで公表します。

18 指定管理者の指定等

候補者を交流センターの指定管理者としたい旨の議案を令和7年12月開催予定の安曇野市議会定例会に上程し、その議決を経て指定管理者として指定します。

19 問合せ先及び申請書類の提出先

安曇野市役所

商工観光スポーツ部 観光課 観光施設担当 担当者 氏名 中嶋 亮太

[所在地] 〒399-8205 住所 安曇野市豊科 6000 番地

[電話番号] 電話番号 0263-71-2055（直通） 内線 3115、3116

[ファクシミリ] ファクシミリ番号 0263-72-1340

[電子メールアドレス] メールアドレス kankokoryu@city.azumino.nagano.jp

安曇野市長峰山森林体験交流センター条例

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、安曇野市の特性的景勝を活かし、市民の安らぎと創造の場としての森林資源の総合的活用を図るとともに、森林体験、天体観望の体験等の機会を増進し、地域や都市との交流を促進するため、安曇野市長峰山森林体験交流センター（以下「交流センター」という。）を設置する。

第 2 条 交流センターの位置は、安曇野市明科光 2573 番地 35 とする。

(指定管理者による管理)

第 3 条 交流センターの管理は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

2 指定管理者は、安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 4 条第 1 項の規定によるものであって、かつ、交流センターの設置の目的を効果的に達成するために必要な能力を有するものとする。

(指定管理者が行う業務)

第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 交流センターの利用の許可に関する業務
- (2) 交流センターの施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (3) 交流センターの運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(利用の許可)

第 5 条 交流センターの施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の許可を受けようとする者が次に掲げる行為を行うおそれがあるときは、前項の許可をしないことができる。
- (1) 交流センターの施設等を損傷する行為
 - (2) 公の秩序又は善良な風俗を害する行為
 - (3) 交流センターの管理上支障がある行為
- 3 指定管理者は、第 1 項の許可に必要な条件を付することができる。

(利用許可の取消等)

第6条 指定管理者は、交流センターの施設等を利用する者が次のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可を取り消すことができる。

- (1) 前条第2項各号に掲げる行為を行い、又は行うおそれがあるとき。
- (2) 前条第3項の規定により付した条件に違反したとき。

(利用料金)

第7条 交流センターの施設等を利用する者は、交流センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

- 2 利用料金は、[別表](#)に掲げる額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。利用料金を変更するときも、同様とする。
- 3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第8条 指定管理者は、利用料金の全部又は一部を減免することができる。

(損害賠償)

第9条 故意又は過失により交流センターの施設等その他の物件を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の明科町長峰山森林体験交流センター設置条例（平成7年明科町条例第11号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成 18 年 3 月 27 日条例第 35 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。（後略）

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の（中略）安曇野市長峰山林体験交流センター条例（中略）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 改正前の（中略）安曇野市長峰山林体験交流センター条例（中略）の規定により課した、又は課すべきであった使用料、利用料又は利用料金の取扱いについては、なお従前の例による。

（準備行為）

4 この条例による改正後の（中略）安曇野市長峰山林体験交流センター条例（中略）の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成 20 年 12 月 25 日条例第 45 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 27 日条例第 57 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 24 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日条例第 13 号）

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表の改正規定（「第 5 条関係」を「第 7 条関係」に改める部分を除く。）は、同年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 28 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第7条関係）

施設の利用料金

区分		利用単位			備考
		金額（円）			
交流センター 多目的広間		午前 9 時から 午後 零 時 30 分	午後 零 時 30 分 から 午後 5 時	午後 5 時から 午後 10 時	占有のみ
		550 (330)	550 (330)	1,100 (550)	
天体観測室		220	220	220	1 人当たり
研修棟 交流体験フロア		600	600	600	1 時間当たり
研修棟 多目的フロア		600	600	600	1 時間当たり
入浴（施設利用者は除く。）	中学生以上	700			1 人当たり
	小学生	400			1 人当たり
オートキャンプ場		1 泊 2 日（午後 1 時～午前 11 時） 1 区画当たり 4,400 1 人当たり 220			
バンガロー		1 泊 2 日（午後 1 時～午前 11 時）			
		1 棟当たり	一般棟（旧）	11,000	
			一般棟（新）	13,200	
			ユニバーサル棟		
		1 人当たり 220			
マレットゴルフ用具		1 セット当たり 110			スティックボール
貸しテント		1 泊 2 日（午後 1 時～午前 11 時） 4,400			ロッジ型 ドーム型
タープ		1 泊 2 日（午後 1 時～午前 11 時） 2,750			1 張り
ロールマット		330			1 枚
バーベキューコンロセット		1,650			

（注）

- 1 この料金表は、小学生以上に適用する。
- 2 多目的広間を半分占有する場合括弧書の金額とする。
- 3 施設利用者とは、オートキャンプ場及びバンガローの利用者とする。

○安曇野市長峰山森林体験交流センター管理規則

平成17年10月 1 日規則第124号

改正

平成18年 8 月28日規則第64号

平成31年 3 月29日規則第23号

安曇野市長峰山森林体験交流センター管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、安曇野市長峰山森林体験交流センター条例（平成17年安曇野市条例第194号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、安曇野市長峰山森林体験交流センター（以下「交流センター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理施設)

第2条 交流センターで管理する施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 森林体験交流センター
- (2) 研修棟
- (3) オートキャンプ場
- (4) バンガロー
- (5) マレットゴルフ場
- (6) 山頂展望台
- (7) 山頂公衆便所
- (8) 林間広場
- (9) 林間駐車場
- (10) 給水施設
- (11) 排水施設

(利用の申請)

第3条 条例第5条第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書により、指定管理者に申請しなければならない。

- (1) 住所
- (2) 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
- (3) 利用目的
- (4) 利用日時
- (5) 利用する施設、備品等の名称
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用の許可を行うために必要と認める事項

(利用料金の減免等)

第4条 条例第8条の利用料金の減免を受けようとする者は、第2条第1項第1号、第2号及び第5号

に掲げる事項及び減免を受けたい理由を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、利用料金の減免を認めるときは、減免する利用料金の額を通知しなければならない。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の明科町長峰山森林体験交流センター管理運営規則（平成7年明科町規則第6号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年8月28日規則第64号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の安曇野市長峰山林体験交流センター管理規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の安曇野市長峰山林体験交流センター管理規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成31年3月29日規則第23号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

「施設利用状況(天平の森)」の直近3年度の利用状況等

1 施設の利用状況

区分		R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	平均
利用 人数	売店利用人数	1,081人	1,074人	965人	1,040.0人
	食堂利用人数	3,632人	4,020人	3,897人	3,849.7人
	バーベキューハウス利用人数	394人	496人	375人	421.7人
	展望風呂利用人数	3,565人	3,827人	4,600人	3,997.3人
	天体観測室利用人数	55人	36人	81人	57.3人
	研修棟利用人数	110人	191人	164人	155.0人
	コテージ利用人数	1,471人	1,542人	1,520人	1,511.0人
	オートキャンプ場利用人数	973人	868人	730人	857.0人
	マレットゴルフ場利用人数	0人	0人	0人	0.0人
	体験利用者数ほか	34人	32人	17人	27.7人
	合計	11,315人	12,086人	12,349人	11,916.7人
	増減率		106.8%	102.2%	
開館日数		214日	215日	203日	210.7日
利用料金収入額		9,391,460円	10,751,590円	10,469,560円	10,204,203.3円

2 燃料費用

区分		R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	平均
灯油	金額	759,707円	703,231円	901,375円	788,104.3円
	増減率		92.6%	128.2%	
ガソリン	金額	-	-	-	
	増減率				
軽油	金額	-	-	-	
	増減率				

3 光熱水費

区分		R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	平均
電気	金額	2,798,492円	2,212,234円	2,416,574円	2,475,766.7円
	増減率		79.1%	109.2%	
上下水道	金額	399,517円	390,059円	372,214円	387,263.3円
	増減率		97.6%	95.4%	
ガス	金額	326,422円	321,450円	296,236円	314,702.7円
	増減率		98.5%	92.2%	

4 修繕工事の実施状況

区分		R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	平均
費用		78,861円	635,705円	575,824円	430,130.0円
主な内容		機械室ボイラー修繕、非常灯電源交換	トイレ修繕、建具修繕、浄化槽ポンプ交換、他	コテージ設備交換・水漏れ修繕、機械室給湯ポンプ	

5 指定管理料の支払状況

区分		R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	平均
指定管理料		13,014,000円	1,499,167円	16,755,000円	10,422,722.3円

安曇野市指定管理者選定評価項目配点表【公募】

＜施設名：長峰山森林体験交流センター＞

項目	配点
1 公の施設の運営が住民の平等な利用を確保することができるものであるか	30
① 管理運営を行うにあたっての基本方針が、施設の設置目的に適合しているか	5
② 指定管理者の指定を申請した理由に意欲や熱意、責任が感じられるか	5
③ 利用者等の要望把握と実現策が練られているか	5
④ 利用者の利用上におけるトラブルの未然防止と対処方法が十分検討されているか	5
⑤ 個人情報保護の対策は適正か	5
⑥ 情報公開を積極的に行う姿勢がみられるか	5
2 公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか	20
① 施設の開館（利用）時間及び利用料金の設定は、利用者の利便性を考慮しているか	5
② 施設の効用を高めるための地域との連携や他団体との連携について具体的に提案されているか	5
③ 施設の設置目的に相応しい施設活性化のための創造事業が計画されているか。 また、その収支計画の内容は実現性があるものか	5
④ 施設の現状に対する認識が正しくされ、かつ、将来展望に期待が持てるものとなっているか	5
3 公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであるか	50
① 現在のサービス水準を確保しているものであり、かつ、さらに向上が図れるものであるか	10
② 管理経費の効率化について、実現性のある方法により創意工夫がなされているか	10
③ 収支計画は適正なものか	
ア) 過大な収入（利用者数増や他収入など）を見込むなど、無理又は無謀な収支計画となっていないか	10
イ) 事業計画実行のために必要な経費が全て計上されているか	10
ウ) 不当又は不適當に経費を抑えていないか	10
4 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有している、又は確保できる見込みがあるか	50
〔人的能力〕	
① 組織体制が効率的かつ適切なものであり、責任体制が明確にされているか	5
② 人員配置及び勤務体制が適切なものとなっているか。また、労働条件は適切か。	5
③ 事業実行のために必要な有資格者（経験者）が確保されているか	5
④ 防犯、防災、衛生管理及び感染症などへの対応について十分検討され、確保されているか	5
⑤ 緊急時における連絡系統が明確にされているか	5
⑥ 個人情報保護や利用者への接遇などの職員研修計画が適切なものとなっているか。 また、法令遵守についての考え方や実施体制は適切か	5
〔物的能力〕	
① 安定した運営ができる財務状況であるか	5
② 必要な機材等は確保されているか	5
③ 類似施設の管理実績があるか	5
④ 一部業務を再委託する場合、委託の内容は適切か	5
5 地域貢献に積極的に取り組む姿勢が見られるか	30
① 地域住民を積極的に雇用する姿勢が見られるか	10
② 従業者の労働条件に対する考え方は適切か	5
③ 地域貢献活動に取り組む姿勢が見られるか	5
④ 安曇野市における本店、支店及びその他事業所等の設置状況	5
⑤ 地域経済との連携に配慮しているか	5
合計	180点満点